ACSES ニュースレター_１９６１号（2020 年 10 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故、事件の続報
・シートベルトでデータ改ざんか　安全基準満たさず出荷―タカタ継承会社〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・ムヒの子供用薬 775 万本を回収 富山の池田模範堂〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第 310 号）〈官報〉
◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（厚生労働省令第 172 号）〈官報〉
◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 173 号）〈官報〉
◇治療薬、検査薬等
・米社、コロナ抗体薬の治験中断　「安全上の懸念」理由〈Web 報道〉
・米男性がコロナ再感染、免疫やワクチンの効果巡り疑念〈Web 報道〉
◇大学等関係
・感染予防で不登校１５％の学校で〈放送報道〉
[3] 平成三十一（令和元）規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業省告示第 198 号）〈官報〉
[4] 環境関連法改正情報（2020年9月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[5] 健康安全
◇アクリルアミドの摂取量と肺がんとの関連について〈国立がん研究センター〉
[6] 肥料
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 308 号）〈官報〉
[7] 食品安全衛生関係
◇米国ノースカロライナ州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について〈農林水産省〉
[8] 温暖化対策関係
◇世界の一酸化二窒素（N20）収支　2020年版を公開〈国立環境研究所〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　６件　［公募結果、意見募集結果］　３件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　３件
[11] 海外の化学物質管理情報
○国際：２件　○欧州：５件　○米国：２件　○カナダ：５件　○ベトナム：３件
○オーストラリア：１件
[付録]

姫蔓蕎麦（ヒメツルソバ、カンイタドリ、ポリゴナム）

◇日本学術会議　任命拒否問題
・任命拒否「学問への冒涜」と抗議　ノーベル賞の益川氏らが声明〈Web 報道〉
・学術会議問題でデマを流す国会議員が知らないこと 軍事研究とチューリングの悲劇〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇事故、事件の続報

・シートベルトでデータ改ざんか　安全基準満たさず出荷―タカタ継承会社

欠陥エアバッグ問題で経営破綻したタカタの事業を引き継いだジョイソン・セイフティ・システムズ・ジャパン（ＪＳＳＪ、東京）が、法令で定められた強度を満たしていないシートベルトを自動車メーカーに出荷していたことが１４日、分かった。社内の品質検査の際にデータが改ざんされていたとみられる。今後、大規模なリコール（回収・無償修理）に発展する可能性がある。

シートベルトの不具合は顧客の安全に直接影響する恐れがあり、早急な全容解明が求められる。１４日夕の時点でＪＳＳＪは記者会見などを予定していない。影響は広範囲に及ぶ公算が大きく、企業として説明責任が問われる。

ＪＳＳＪは国内のシートベルト市場でシェア首位を占め、主要自動車メーカーが採用している。国土交通省はメーカーにリコールの準備を始めるよう伝えた。現時点で事故の報告はないという。

強度不足のシートベルトは滋賀県彦根市の工場から出荷された製品の一部。道路運送車両法で定める強度に達していないにもかかわらず、適合するようデータが書き換えられた疑いがある。

国交省は旧タカタ時代を含め残っているデータの調査を指示した。ＪＳＳＪは「２０年間の入手可能なデータを収集し、検証している」とのコメントを発表した。問題が長期間にわたって続いていた可能性も否定できない。
＜時事通信　2020年10月14日＞

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・ムヒの子供用薬 775 万本を回収 富山の池田模範堂

富山県上市町の薬販売「池田模範堂」は 14 日、子供用かぜ薬「ムヒこどもシロップ」など 4 点について、製造販売元の日新製薬（滋賀県甲賀市）が法定試験の一部を実施していなかったことが分かったとして、約 775 万本を自主回収すると発表した。安全性に問題はなく、健康被害は確認されていないとしている。

対象は「ムヒのこどもかぜシロップ Sa」「ムヒのこどもかぜシロップ Pa」「ムヒのこどもせきどめシロップ Sa」「ムヒのこども鼻炎シロップ S」のうち、使用期限が 2020 年 10 月以降と表示された商品。＜共同通信　2020 年 10 月 14 日＞

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 10 月 14 日版）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5pUWggwmmmgJ6XxY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(10 月 13 日各自治体公表資料集計分)
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-okKnhA6hnQV9qBY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2020 年 10 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6pkajgAqlmQF2LBY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0qEitjgSrlw94AhY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1qUmsjwWqlg55ExY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8oEClhgyjnwd_ShY

［対策・予防］

◇省庁発表

・海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を更新します
＜経済産業省　2020 年 10 月 14 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201014007/20201014007.html?from=mj
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のお知らせを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 14 日＞
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_o0OmhQ-gnARz0RY

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第 310 号）

［官報］　令和２年 10 月 14 日　本紙　第 352 号　３頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201014/20201014h00352/20201014h003520003f.html

あらまし
◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第三一〇号）（厚生労働省）
１　新型コロナウイルス感染症について、入院の措置の対象とする患者を六五歳以上の者、呼吸器疾患を有する者等に限ることとし、所要の読替規定の整備を行うこととした。（本則関係）
２　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。
御　名　御　璽
令和２年 10 月 14 日
内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 310 号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表法第十九条第一項の項を次のように改める。

法第十九条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
	患者に	患者（六十五歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者及びこれら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しないものに限

		る。第二十四条第五項、第二十七条、第三十三条、第三十五条第一項及び第六十三条第一項を除き、以下同じ。）に
	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に

附　則

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。３　この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「旧令」という。）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条又は第二十条の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

厚生労働大臣　　田村　憲久

内閣総理大臣　　菅　　義偉

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（厚生労働省令第 172 号）

［官報］　令和２年 10 月 14 日　本紙　第 352 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201014/20201014h00352/20201014h003520004f.html

○厚生労働省令第 172 号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十九条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令を次のように定める。

令和２年 10 月 14 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令

（準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める者）

第一条　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「準用感染症法」という。）第十九条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　六十五歳以上の者

二　呼吸器疾患を有する者

三　前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者

四　臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者

五　妊婦

六　現に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限

る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの

七　前号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者

八　前各号に掲げる者のほか、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項）

第二条　準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること

二　指定された期間、指定された場所から外出しないこと

三　前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

附　則

この省令は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百十号）の施行の日から施行する。

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 173 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 14 日　本紙　第 352 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201014/20201014h00352/20201014h003520004f.html

○厚生労働省令第 173 号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 10 月 14 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　前	改　正　後
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合においては、同令第三条第二号中「結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としない」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合においては、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、

して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。） の疑似症の患者について入院を要しない」と、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」と、同条第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」と、同令第十一条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは「新型コロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。	人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇治療薬、検査薬等

・米社、コロナ抗体薬の治験中断　「安全上の懸念」理由

米製薬大手イーライリリーは１３日、米政府が出資する新型コロナウイルス抗体薬の臨床試験（治験）を一時中断したと明らかにした。複数の米メディアが報じた。「安全上の懸念」が理由だが、詳細は不明という。

同社は今月、抗体薬の緊急使用許可を米当局に申請したばかりだった。

抗体薬をめぐっては、コロナに感染したトランプ米大統領が、米リジェネロン・ファーマシューティカルズの未承認薬の投与を受けた。トランプ氏が「すぐに体調が良くなった」と効果を強調してお墨付きを与えた形で、緊急許可への期待が高まっていた。＜時事通信　2020 年 10 月 14 日＞

・米男性がコロナ再感染、免疫やワクチンの効果巡り疑念

米ネバダ州在住の男性が新型コロナウイルスに再感染した事例が英医学誌「ランセット」で報告されたことを受け、免疫やワクチンの効果を巡る疑念が研究者の間で高まっている。

報告によると、この男性（２５）は軽度の症状を発症した後、４月に検査でコロナの陽性が確認された。その後５月終盤に再び症状が現れ、２回目は症状が重かったという。この男性は現在は回復している。

オランダ保健当局も同日、８９歳の女性がコロナに再感染した後に死亡したと発表。この女性は骨髄がんを患っていたという。

他にも、コロナ再感染はアジアなど世界各地で確認されているが、依然まれなケースとされている。

英リーディング大学の微生物学専門家サイモン・クラーク氏は「コロナ再感染の可能性が一層明らかになりつつある。しかし、どの程度普通に起こり得るかはまだ分かっていない」と述べた。

さらに「人々が容易に再感染するのであれば、ワクチン開発プログラムやパンデミック（世界的大流行）終息の時期や方法を巡る見通しにも影響が及ぶ」とした。

一方、ロンドン大学のワクチン学教授ブレンダン・レン氏は、ネバダ州男性は世界で確認された事例としてはまだ５例目と指摘。「コロナ再感染の可能性はコロナワクチンに完全な保護効果がない可能性を示唆している。しかし、世界の感染者が４０００万人超であることを踏まえると、再感染の事例は一握りにすぎず、ワクチン開発の取り組みを阻害することはない」と述べた。＜ロイター　2020年10月14日＞

◇大学等関係

・感染予防で不登校１５％の学校で

学校現場における新型コロナウイルスの影響を教職員の組合が調査したところ、不登校が増加した学校が２３％、感染を防ぐため登校しない子どもがいる学校は１５％に上り、子どもたちの学びへの影響が浮き彫りになってい

ます。
調査は、日本教職員組合が夏休み明けの８月末から先月中旬にかけて行ったもので、全国の小中学校や高校、それに特別支援学校など１１５２校について回答を得ました。
この中で、夏休み明けに不登校や保健室に登校する子どもが増えたか聞いたところ、小学校で２０％、中学校で２４％、高校で２８％などと、全体では２３％が「増えた」と答えました。
また、感染予防のために子どもを登校させない保護者が「いる」と回答したのは、小学校で１４％、中学校で１６％、高校で１１％、特別支援学校では２５％で、全体では１５％となりました。
具体的には「感染によるリスクが高い家族がいる生徒が医師に外出自粛を指示された」というケースがあったほか、対応については、放課後の個別補習や、家庭訪問をして玄関先で距離を取りながら健康確認をしているといった例が寄せられました。
調査をした担当者は「感染を恐れて学校に通えない子どもが思った以上におり、オンライン教育の環境も十分ではない中、学びや学校とのつながりをどう保障していくか考える必要がある」と話していました。＜NHK　2020年10月14日＞
****

[3] 平成三十一（令和元）規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業省告示第198号）

［官報］　令和２年10月14日　本紙　第352号　８頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201014/20201014h00352/20201014h003520008f.html

〇経済産業省告示第198号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Ａのグループ Ⅰ、議定書附属書Ａのグループ Ⅱ、議定書附属書Ｂのグループ Ⅰ、議定書附属書Ｂのグループ Ⅱ、議定書附属書Ｂのグループ Ⅲ、議定書附属書Ｃのグループ Ⅰ、議定書附属書Ｃのグループ Ⅱ、議定書附属書Ｃのグループ Ⅲ、議定書附属書Ｅのグループ Ⅰ、議定書附属書Ｆのグループ Ⅰ及び議定書附属書Ｆのグループ Ⅱに属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条７に規定する算定値（議定書附属書Ａのグループ一から議定書附属書Ｅのグループ Ⅰにおいてはオゾン破壊係数を乗じた数値、議定書附属書Ｆのグループ Ⅰ及び議定書附属書Ｆのグループ Ⅱにおいては地球温暖化係数を乗じた数値）の実績を告示する。

令和２年10月14日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

１　議定書附属書Ａのグループ Ⅰに属する物質
　一　生産量　０トン
　二　消費量　０トン
　三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
　四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
２　議定書附属書Ａのグループ Ｈに属する物質
　一　生産量　０トン
　二　消費量　０トン
　三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
　四輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
３　議定書附属書Ｂのグループ Ⅰに属する物質
　一　生産量　０トン
　二　消費量　０トン
　三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
　四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン
４　議定書附属書Ｂのグループ Ⅱに属する物質
　一　生産量　０トン

二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
5　議定書附属書BのグループⅢに属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
6　議定書附属書CのグループⅠに属する物質
一　生産量　百六十四トン
二　消費量　百五十九トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
7　議定書附属書CのグループⅡに属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
8　議定書附属書CのグループⅢに属する物質
一　生産量0トン
二　消費量0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
9　議定書附属書EのグループⅠに属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
10　議定書附属書FのグループⅠに属する物質
一　生産量　二千八百六十五万四千五十一トン
二　消費量　四千六百八十八万四千八百七十七トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　三千五百七十七万四千九百十トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　一千七百五十四万四千八十四トン
11　議定書附属書FのグループⅡに属する物質
一　生産量　六百二十八万七千三百八十トン
二　消費量　六十五万六百三十一トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　二十二万八千五百七十二トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　五百八十六万五千三百

****

[4] 環境関連法改正情報（2020年9月分）を更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2020年10月7日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

更新された情報は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)、労働安全衛生法、環境配慮促進法 、瀬戸内法(瀬戸内海環境保全特別措置法)。

****

[5] *健康安全*

◇アクリルアミドの摂取量と肺がんとの関連について

―多目的コホート研究（JPHC 研究）からの成果報告―
＜国立がん研究センター　2020 年 10 月 6 日＞　https://epi.ncc.go.jp/jphc/outcome/8513.html
私たちは、いろいろな生活習慣と、がん・脳卒中・心筋梗塞などの病気との関係を明らかにし、日本人の生活習慣病予防や健康寿命の延伸に役立てるための研究を行っています。平成 7 年（1995 年）と平成 10 年（1998 年）に、岩手県二戸、秋田県横手、長野県佐久、沖縄県中部、茨城県水戸、新潟県長岡、高知県中央東、長崎県上五島、沖縄県宮古の 9 保健所管内（呼称は 2019 年現在）にお住まいだった 45～74 歳の方々で、食事調査アンケートに回答し、肺がんになっていなかった約 8 万 5 千人を、平成 25 年（2013 年）まで追跡した調査結果にもとづいて、アクリルアミドの摂取量とその後の肺がん罹患との関連を調べ、研究結果を専門誌に論文発表しましたので紹介します（Nutrients 2020 年 8 月 Web 公開）。

****

[6] *肥料*

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 308 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 14 日　本紙　第 352 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201014/20201014h00352/20201014h003520002f.html

あらまし
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇八号）（農林水産省）
１ 肥料の種別ごとに定める主要な成分に係る規定を削除することとした。（旧第二条関係）
２ その他所要の規定を整備することとした。
３ この政令は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年一二月一日）から施行することとした。

肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御　名　　御　璽
令和 2 年 10 月 14 日

内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 308 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十五条第一号（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「法」を「肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条第四号中「主要な成分（以下この号、次号及び第八条第一項第三号において単に「主要な成分」という。）」を「主成分」に、「、主要な成分」を「、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分」に、「配合した同条第一項第三号」を「配合した法第四条第一項第三号」に改め、同条第五号中「含有主成分量」を「主成分の含有量」に、「主要な成分の含有量とし、同条第二項第三号」を「法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量とし、法第四条第二項第三号」に、「、主要な成分」を「、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

第八条第一項第三号中「含有主成分量」を「主成分の含有量」に、「主要な成分」を「法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とする。

第十条第三号中「複合肥料」の下に「(窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を主成分として保証する肥料をいう。第六号において同じ。)」を加え、同条第八号中「微量要素複合肥料」の下に「(マンガン及びほう素を主成分として保証する肥料をいう。)」を加え、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とする。

附　則

この政令は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

農林水産大臣　　野上浩太郎
内閣総理大臣　　菅　　義偉

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇米国ノースカロライナ州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2020 年 10 月 14 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201014.html

農林水産省は、今般、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）ノースカロライナ州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、当該州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇世界の一酸化二窒素（N20）収支　2020年版を公開

＜国立環境研究所(NIES)　2020年10月8日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201005/20201005.html

グローバル・カーボン・プロジェクト（GCP）※1 は、一酸化二窒素（N20）の全ての発生源と吸収源を今までになく詳細に網羅した世界の N20 収支「世界の一酸化二窒素収支 2020」を公表します。今回の報告では、最近 10 年間において、世界の人為的な N20 排出総量のうち農業生産起源の排出が 82%を占めることが明らかにされました。これは、食糧生産システムが気候変動に与える影響を緩和することが喫緊の課題であることを強く示しています。

この研究成果をまとめた論文は、2020 年 10 月 8 日に国際学術誌 Nature に掲載されます。

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について

＜消費者庁　2020 年 10 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021444/

食品表示基準の一部改正案

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080058&Mode=0

◇「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規)」の一部改正に対する意見の募集について

＜経済産業省　2020年10月8日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120118&Mode=0

10 月 8 日から 11 月 9 日までの間、標記の意見募集が行われる。

◇労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案に係る意見募集について

＜厚生労働省　2020年10月9日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200242&Mode=0

10月9日から11月7日までの間、標記の意見募集が行われる。

◇「医薬部外品・化粧品の単回投与毒性評価のための複数の安全性データを組み合わせた評価体系に関するガイ

ダンス」 に関するパブリックコメントを募集します。
＜JaCVAM（日本動物実験代替法評価センター）　2020年10月12日＞　http://www.jacvam.jp/public.html
10 月 12 日から 11 月 2 日までの間、標記の意見募集が行われる。

◇「微量PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書の一部を改正する案」に対する意見募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2020年10月5日＞
https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200050&Mode=0
10 月 7 日から 11 月 8 日までの間、標記の意見募集が行われる。

◇トルフェンピラドに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2020年10月7日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_tolfenpyrad_021007.html
10 月 7 日から 11 月 5 日までの間、標記の意見募集が行われる。

[公募結果、意見募集結果]
◇「大気汚染防止法施行規則別表第七の四の項下欄ハの規定に基づき環境大臣が定めるもの（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2020年10月7日＞
https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200037&Mode=2

◇「大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号の規定に基づき環境大臣が定める者（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2020年10月7日＞
https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200039&Mode=2

◇「大気汚染防止法施行規則第十六条の十一第一項第三号の規定に基づき環境大臣が定めるもの（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2020年10月7日＞
https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200038&Mode=2
****
[10] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*
[開催案内]
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（オンライン会議）の開催について
　　10 月 28 日、オンライン
＜厚生労働省　2020 年 10 月 14 日＞
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3q0uujQeolAx0wRY
(1) 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
(2) その他
・総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第８回）　　10 月 19 日、オンライン
＜経済産業省　2020 年 10 月 14 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/35225
太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する検討
・「全国学生調査」に関する有識者会議（第 2 回）の開催について　　10 月 21 日
＜文部科学省　2020 年 10 月 14 日＞

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/107/kaisai/1411079_00001.html

1 「全国学生調査」の本格実施に向けた意見交換

2 その他

****

[11] ***海外の化学物質管理情報***　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 509 号　2020 年 10 月 14 日から＞

〇国際

・Integrated Approaches to Testing and Assessment (IATA)

＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 10 月 8 日＞

http://www.oecd.org/chemicalsafety/iata-integrated-approaches-to-testing-and-assessment.htm

OECD は、試験と評価のための統合的アプローチ（IATA）とその構成要素に関する既存のガイダンスの概要を提供する文書（No. 329)を公開した。

文書(No. 329)

http://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-assessment/concepts-and-available-guidance-related-to-integrated-approaches-to-testing-and-assessment.pdf

・Series on Risk Management - Publications by number

＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 10 月 9 日＞

http://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-management/series-on-risk-management-publications-by-number.htm

OECD は、リスク管理に関する一連の報告書（No. 59）「化学物質および廃棄物管理政策の整合性を改善するワークショップ報告書」を掲載した。

OECD ワークショップ報告書（No. 59）

http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV/JM/MONO(2020)27&docLanguage=en

---

〇欧州

・Parliament objects to legislation on food products that might be harmful to kids

＜欧州議会（EU Parliament　2020 年 10 月 9 日)＞

https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20201002IPR88447/parliament-objects-to-legislation-on-food-products-that-might-be-harmful-to-kids

欧州議会は、消費者、特に子供たちの健康を保護するために、酸化チタンとアクリルアミドを含む食品に関する欧州委員会の規則案に反対する決議を採択した。これにより欧州委員会は提案を撤回または修正しなければならないと報じている。

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 5 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation

ECHA は、ベイシック レッド－１(CAS-RN 989-38-8) および Picolinafen (CAS-RN 137641-05-5)の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2020/12/4 まで。

・ECHA Weekly - 7 October 2020

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 10 月 7 日＞　https://www.echa.europa.eu/-/echa-weekly-7-october-2020

ECHA は ECHA Weekly の 2020/10/7 版を掲載した。

・デンマーク環境・食糧省、ポリウレタンフォーム製品のリスク評価結果を発表

＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 9 月 24 日＞

https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30389

標記記事が掲載された。

・欧州化学物質庁、REACH と CLP 規則に不適合な輸入製品の調査結果を報告

＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 9 月 24 日＞

https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30411

標記記事が掲載された。

○米国

・List of Manufacturer-Requested Risk Evaluations under TSCA Section 6　Octamethylcyclotetra- siloxane (D4)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 10 月 7 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/list-manufacturer-requested-risk-evaluations-under-tsca#d4
EPA は、Octamethylcyclotetra-siloxane (D4) (CAS-RN 556-67-2) の事業者からの TSCA 第 6 条の下でのリスク評価要請を 2020/10/6 に認めたことを報じている。
・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-2.5e)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 10 月 9 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/09/2020-21471/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-25e
EPA は、製造前届出 (PMN) の対象となった特定の化学物質に、TSCA に基づく重要新規利用規則 (SNUR) を発行する提案規則を官報公示した。この提案規則への意見提出は 2020/11/9 まで。

○カナダ

・Plastic pollution
＜カナダ　2020 年 10 月 7 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/plastic-pollution.html
カナダ政府は、プラスチック汚染の科学的評価を化学物質のウエブサイトに掲載した。また、廃棄物と汚染を防止するために提案されたプラスチック製品への統合管理アプローチに関する協議文書を公開し 2020/12/9 までの意見募集を開始した。
・Information gathering initiatives
＜カナダ　2020 年 10 月 10 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/canada-approach-chemicals/information-gathering/initiatives.html
カナダ政府は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)第 71 条に基づくペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩、および PFHxS 前駆体のリスク管理活動に関する義務的届出の通知を発行した。
カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-10/html/notice-avis-eng.html#nb1
・Triclocarban
＜カナダ　2020 年 10 月 10 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/triclocarban.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、トリクロカルバン (CAS-RN 101-20-2) のスクリーニング評価案を公開し、2020/12/9 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案では、この物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。
カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-10/html/notice-avis-eng.html#nc1
・Plastic pollution
＜カナダ　2020 年 10 月 10 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/plastic-pollution.html
カナダ政府は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)に基づき、プラスチック汚染の科学的評価に関する通知をカナダ官報に公示した。またプラスチック製造品を CEPA 1999 の附属書 1 に追加する命令案を公開し、2020/12/9 まで 60 日間の意見募集を開始した。
カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-10-10/html/notice-avis-eng.html#nc2

・Triclosan
＜カナダ　2020 年 10 月 10 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/triclosan.html
カナダ政府は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)に基づき、５－クロロ－２－（２，４－ジクロロフェノキシ）フェノール（別名：トリクロサン）（CAS-RN 3380-34-5）に関する最終汚染防止計画通知を発行した。この通知は、トリクロサンを含有する化粧品、自然健康製品、および薬の製造者や輸入者に適用される。

○ベトナム

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/VNM/175
＜ベトナム　2020 年 10 月 6 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167915?FromAllNotifications=True
ベトナム化学品庁(Vinachemia)は、有害化学物質の製造、保管、輸送、および使用における安全性に関する国家技術規則(一般規則)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2020/12/5 まで。
WTO/TBT 通報文書（ベトナム語）→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5968_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/VNM/176～184
＜ベトナム　2020 年 10 月 6 日＞
○G/TBT/N/VNM/176
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167916?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/VNM/177
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167917?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/VNM/178
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167918?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/VNM/179
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167919?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/VNM/180
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167920?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/VNM/181
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167921?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/VNM/182
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167922?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/VNM/183
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167923?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/VNM/184
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167924?FromAllNotifications=True
ベトナム化学品庁(Vinachemia)は、特定の蛍光灯中の水銀含有量、塗料中の総鉛限度、工業用アンモニアの品質、ポリ塩化アルミニウムの品質、工業用爆発物製造用の塩素酸カリウム、工業用爆発物製造用の硝酸カリウム、工業用爆発物製造用の過塩素酸カリウム、工業用爆発物製造用の塩素酸ナトリウム、および工業用爆発物製造用の硝酸ナトリウムに関する国家技術規則を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2020/12/5 まで。
WTO/TBT 通報文書（ベトナム語）9
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5969_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5970_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5971_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5972_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5973_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5974_00_x.pdf

→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5975_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5976_00_x.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/VNM/20_5977_00_x.pdf

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/VNM/185
＜ベトナム　2020 年 10 月 8 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/167927?FromAllNotifications=True
ベトナム化学品庁(Vinachemia)は、工業用水酸化ナトリウムの品質に関する国家技術規則を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2020/12/7 まで。

〇オーストラリア

・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval - 8 October 2020
＜オーストラリア　2020 年 10 月 8 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-8-october-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、3 物質（CAS-RN 74951-91-0、859766-55-5、および 68778-08-5）の化学物質のインベントリのリスト条件を変更した。これは、機密ビジネス情報(CBI)として扱われる工業化学品の名称の承認が取り消されたためとしている。

****

[付録]

◇*日本学術会議　任命拒否問題*

・任命拒否「学問への冒涜」と抗議　ノーベル賞の益川氏らが声明
ノーベル物理学賞を受賞した益川敏英京大名誉教授らの「安全保障関連法に反対する学者の会」は 14 日、東京都内で記者会見し、日本学術会議が推薦した新会員候補 6 人を菅義偉首相が任命しないのは「学問に対する冒涜行為」と抗議する声明を発表した。

学習院大の佐藤学特任教授は会見で、声明を読み上げ「学術会議法は政府からの独立性をうたい、首相の任命権を制約しており、明らかな違法行為」と指摘。「民主主義と立憲主義を破壊する」と訴え、理由の説明や速やかな 6 人の任命を求めた。

益川氏はメッセージを寄せ「菅首相が、こんな乱暴なことをしたと歴史上長く糾弾されるだろう」と記した。
＜共同通信　2020 年 10 月 14 日＞

・学術会議問題でデマを流す国会議員が知らないこと 軍事研究とチューリングの悲劇

日本学術会議が推薦した会員候補6人を菅義偉首相が任命拒否したことに続き、河野太郎行政・規制改革担当相が学術会議の運営見直しを検討する方針を示した。

そのほか、学術会議には「中国の軍事研究に積極的に協力している」などの根拠のないデマが流布されている。デマの発信源となったのは、甘利明・元経済財政担当相のホームページに掲載されたコラムだ。そこで本誌が甘利氏に根拠となる資料の提示を求めたところ「回答を控えさせていただきます」と拒否。ところが、その後に「間接的に協力しているように映ります」と内容が修正された。

これだけではない。学術会議関係者は嘆く。

「フジテレビは、学術会議の会員になれば自動的に日本学士院の会員になれ、年間250万円の年金がもらえると報じました。まったくのデタラメですが、細野豪志、自民党の長島昭久両衆院議員も同じデマをツイッターで拡散しました」

結局、フジテレビは放送翌日に間違いを認めて訂正。細野氏と長島氏も謝罪した。

なぜ、与党議員がデマを交えた“口撃”を続けるのか。そこには、学術会議が2017年3月に軍事研究に反対する声明を出したことが背景にある。

この声明は、防衛省が2015年に「安全保障技術研究推進制度」を発足させたことに伴って検討された。内容は1950年と1967年に学術会議が発表した軍事研究に反対する声明を継承しているが、単純に軍事研究に反対してい

るわけではない。会員への任命を拒否された1人である立命館大学の松宮孝明教授は言う。
「学術会議には、組織として軍事研究を禁止する権限はありません。一方で、この声明はおもに大学関係者に向けて発表されたもので、政府機関や民間企業は対象ではありません。ウラ読みをすれば、軍事研究をするなら、防衛省などが研究者を終身雇用して身分保障してやれば、ということかもしれません」
　たしかに声明では、大学での軍事研究について＜技術的・倫理的に審査する制度を設けるべき＞＜研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない＞と書かれている。過去の声明を継承してはいるが、軍事研究を禁止する文言はない。それでも、科学者たちが軍事研究に慎重になるのはなぜか。前出の松宮教授が解説する。
「軍事研究は、研究成果が先進的であるほど秘密性が求められます。特定秘密保護法では軍事技術に関連する研究成果や技術を『特定秘密』に指定でき、特定秘密になると研究者は成果を論文として公表することはできません。若い人は研究者としてのキャリア形成ができなくなってしまうのです」
　軍事研究の歴史的な例では、英国の天才数学者であるアラン・チューリングの悲劇がある。チューリングはコンピューター科学の基礎を築き、「人工知能の父」と呼ばれている。ベネディクト・カンバーバッチが主演した映画『イミテーション・ゲーム／エニグマと天才数学者の秘密』のモデルにもなった。
　チューリングは第二次世界大戦中に英国の暗号機関に雇われ、ドイツの暗号機「エニグマ」の解読に成功した。しかし、英国はエニグマの解読に成功していたことを終戦後も国家秘密にし、その業績は親しい知人すら知らなかった。その後、チューリングは1952年に同性愛者であることで逮捕され、1954年に死去。死因は青酸カリが含まれたリンゴを食べたことによる自殺とされているが、他殺説も根強い。
　第二次世界大戦で英国を勝利に導いた英雄であるチューリングだが、戦後に不遇な立場に置かれたことで英国政府は次第に彼を警戒し、監視対象にした。エニグマの秘密が旧ソ連などに流出することを恐れたためだ。その結果、チューリングの功績が広く世に知られるまでには、死後約20年の歳月がかかった。英国政府がチューリングに対する不当な扱いを公式に謝罪したのは2009年だった。前出の松宮教授は言う。
「若い研究者が目の前にある予算に飛びついて軍事研究に協力すると、二度と抜けられなくなる危険性がある。チューリングの悲劇は、その象徴的な例です」
　研究者が自由に論文を発表することは「学問の自由」が保障する重要な権利の一つだ。にもかかわらず、基本的な理解がないまま学術会議へのデマによって議論が歪んでいる状況に、関係者は「とても残念な状況」と嘆いている。菅首相は、学術会議の組織改革を河野氏に指示する前に、デマを流した国会議員を再教育すべきではないか。＜AERAdot.　2020年10月14日＞
********** 以上 **********